

インドネシア印紙税の本質

わずか 1 万ルピアが契約の効力を左右する



(出所) POS Indonesia

インドネシアの規制体系において、印紙税（Bea Meterai）は一見些細な存在に見えるが、法的影響力は極めて大きい。契約書、雇用契約、株主間協定、さらには国際的な取引文書においても、その有無が訴訟リスクや契約効力に直結する。

I. 印紙税とは何か？ ～税金ではなく、法的トリガー～

印紙税は**所得や売上に課される税金ではない**。「金銭の記載がある文書」「法的権利を発生させる文書」「証拠として用いられる文書」などに対して**課される国家収入（PNBP）の一種**である。税率は**一律 10,000 ルピア（約 105 円）**。取引額にかかわらず、定額である。

⚠ 未貼付の場合：

- ✓ 裁判における証拠能力が否認される
- ✓ 行政罰の対象となる可能性がある

そのため、企業法務においては**見落とせない法的要件**である。

II. 各国比較：日本・英国・米国の事例

インドネシアだけの話ではない。

- **日本**：印紙税法により、契約金額に応じた**変動印紙税**を適用。
- **イギリス**：紙媒体の印紙税は廃止されたが、不動産取引（Stamp Duty Land Tax）や証券取引（Stamp Duty Reserve Tax）は依然として課税対象。
- **米国**：連邦レベルでの印紙税は限定的（銃器移転等）である一方、多くの州・地方政府では、不動産譲渡やたばこ製品販売等に対して印紙税（移転税）が課される。

インドネシアの定額制は**単純**だが、その適用範囲と**実効性**は非常に強力である。



フェアコンサルティングインドネシア ニュースレター

III. 歴史と改革：植民地時代から電子化へ

印紙税は**オランダ統治時代から存在**し、インドネシア独立後も継承された。

- 旧法：1985 年法第 13 号
- 改正：2020 年法第 10 号 → 2021 年 1 月より施行
 - ⇒ 電子文書にも対応
 - ⇒ 税率を 10,000 ルピアに統一
 - ⇒ ペーパーレス社会への適応

この改革により、**電子取引や e 文書への対応力**が強化された。

IV. いつ必要か？企業活動における印紙税の発動ポイント

法第 10 号第 3 条および PMK 78/2024 により、以下の 2 つが主な課税対象：

1. **私法上の事実を記載した文書**（契約書、債務承認など）
2. 裁判等で証拠として使用される文書

✅ 課税対象文書（例）

- 契約書、MOU、雇用契約、ベンダー契約
- 公証人作成の公正証書（正本、謄本、抄本を含む）
- 土地譲渡証明書（PPAT）
- 約束手形、為替手形、其他有価証券
- 証券・デリバティブ契約
- 競売関係書類（売却決定書、記録要旨、調書、正本および謄本等）
- 5 百万ルピア（やく 5 万円相当）超の金銭領収書や債務履行確認書
- 政府規定で指定されたその他の文書

❌ 非課税文書

- 船荷証券、配送伝票
- 卒業証書など学術文書
- 給与明細、年金受給明細
- 国庫・地方政府関連の公式領収書
- 社内利用の非商用領収書



フェアコンサルティングインドネシア ニュースレター

- 銀行預金証、投資明細
- 中央銀行銀行インドネシア発行の政策文書

経営者向け注目点：

海外で締結された契約文書も、**インドネシア国内で使用する場合は pemeteraian kembali（再課税）が必要**となる。これを怠れば、法的効力が否定されるリスクがある。

V. 電子印紙と再課税：新時代のコンプライアンス対応

❖ 電子印紙（e-Meterai）

- 発行元：Perum Peruri（国営印刷会社）
- 特徴：デジタル署名、QR コード、固有識別番号
- 対象：PDF 契約書、デジタル領収書、オンライン株主総会議事録等

❖ 再課税（Pemeteraian Kembali）

- 海外締結の契約書をインドネシア国内で使用する際に必要
- 適用先：株主決議、M&A 議事録、年次総会議事録
- 提出先：公証人、税務署、法務人権省

印紙の遡及貼付（物理または電子）により、国内法上の証拠能力が認められる。

VI. 経営層が押さえるべき戦略的観点

たった 10,000 ルピアの印紙だが、その**法的・財務的影響力は計り知れない**。

1. **契約効力の確保**：印紙未貼付契約は、**裁判で無効**とされる可能性がある。Pemeteraian Kembali による是正が必要。
2. **クロスボーダー対応**：東京やシンガポールで開催された株主総会の議事録も、**インドネシア提出時には再課税が必要**。
3. **M&A や IPO 時のデューデリジェンス**：印紙税の未対応は、買収・上場時の**遅延要因や罰則リスク**となり得る。
4. **ESG・ガバナンス報告対応**：法的に適正な文書運用は、ESG の「G（ガバナンス）」の観点からも、投資家に対する**信用力の証左**となる。



フェアコンサルティングインドネシア ニュースレター

VII. 結語：小さな印紙が示す、大きな法的存在感

デジタル時代において、印紙は時代遅れに見えるかもしれない。しかし現実には、**何世紀にもわたる法理に支えられた、強力な法的裏付け手段**である。電子印紙（e-Meterai）制度により、インドネシアは紙とデジタルの両面で法的整合性を確保している。

お問い合わせ先

フェアコンサルティンググループ

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田2丁目5番25号ハービス

大阪 オフィスタワー12F

（本社）

WEB : <https://www.faircongrp.com/>

Tel:06-6451-9201 | Fax:06-6451-9203

e-mai: grm@faircongrp.com

PT FAIR CONSULTING INDONESIA

16th Floor MidPlaza 1 Jl. Jend Sudirman Kav 10-11 Jakarta 10220 Indonesia

（インドネシアオフィス）

Tel : +62-21-570-6215 | Fax : +62-21-570-6217

Pahala Alex Lumbantoruan (Chartered Accountant)

e-mail : alexandra@faircongrp.com

「フェアコンサルティング インドネシア ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「フェアコンサルティング インドネシア ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「フェアコンサルティング インドネシアニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

